

東京都後期高齢者医療広域連合告示第8号

平成20年4月1日

東京都後期高齢者医療広域連合長 多田正見

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

東京都知事に対し東京都後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、平成20年3月31日付けで届出をし、同日付で受理されたので公表する。

記

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約 別紙のとおり

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
 東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知
 事許可）の一部を次のように変更する。

附則第4項の次に次の1項を加える。

- 5 平成20年度分及び平成21年度分の第18条第1項第1号に
 規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中
 「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定
 により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項 及び第2項の規定による繰入金並 びに保険料その他高齢者医療確保 法第4章の規定による徴収金（区、 市、町及び村が徴収するものに限 る。）	100パーセント

」

とあるのは、

- 「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定
 により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項 及び第2項の規定による繰入金並 びに保険料その他高齢者医療確保 法第4章の規定による徴収金（区、 市、町及び村が徴収するものに限 る。）	100パーセント

- 4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を
 求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填 ^{てん} 分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント

」

とする。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。